

国立大学法人滋賀医科大学学則

平成16年4月1日制定

平成29年2月23日改正

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 滋賀医科大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき、地域の特徴を活かしつつ、特色ある教育・研究により、信頼される医療人の育成及び世界に情報を発信する研究者を養成することを目的とし、もって人類の健康、医療、福祉の向上と発展に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部の組織及び学生定員)

第3条 本学に医学部を置く。

2 医学部に置く学科及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 医学科は、幅広い教養と医学に関する専門的な知識・技能を備え、医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を持った医師及び医学研究者を育成し、もって医学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。
- (2) 看護学科は、幅広い教養と倫理観に基づいた高い専門知識と技術を有し、広く健康生活を支援できる看護職者及び看護学研究者を育成し、もって看護学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。

3 各学科に置く講座の名称は、別表のとおりとする。

4 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第16条第1項に掲げる教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

5 医学部医学科においては、収容定員615名、入学定員90名、第2年次後期編入学定員15名とし、医学部看護学科においては、収容定員260名、入学定員60名、第3年次編入学定員10名とする。

6 医学科に医学科長、看護学科に看護学科長を置き、各学科の運営を統括する。

7 医学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 医学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。
- (2) 医学科教授会を召集し、議長となること。

- (3) その他医学科の運営に関し、医学科長が必要と認めること。
- 8 看護学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 看護学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。
 - (2) 看護学科教授会を召集し、議長となること。
 - (3) 看護学科会議を召集し、議長となること。
 - (4) その他看護学科の運営に関し、看護学科長が必要と認めること。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別に定める。

(教授会)

第5条 本学医学部医学科及び看護学科に、それぞれ教授会を置く。

- 2 各学科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教務担当教員及び学生支援担当教員)

第6条 削除

第2章 附属施設

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第8条 本学に保健管理センターを置く。

- 2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内教育研究施設)

第9条 本学に、学内教育研究施設として次のセンターを置く。

- (1) 神経難病研究センター
- (2) 動物生命科学研究センター
- (3) 実験実習支援センター
- (4) 解剖センター
- (5) マルチメディアセンター
- (6) 医療人育成教育研究センター
- (7) バイオメディカル・イノベーションセンター
- (8) アジア疫学研究センター

- 2 各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、学部附属の教育研究診療施設として附属病院を置く。

- 2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 10月1日

別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 前項の規程にかかわらず、教育上必要があるときは、変更するときがある。

3 臨時休業は、学長がそのつど定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

2 医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第15条 医学部医学科の在学は、12年（第2年次後期編入学者にあつては、9年）を超えることができない。ただし、第2学年まで通算して4年、第3学年以上は通算して8年（第2年次後期編入学者にあつては、第4学年まで通算して5年）を超えて在学することはできない。

2 医学部看護学科の在学は、8年（第3年次編入学者にあつては、4年）を超えることができない。

第5章 入学及び進級

(入学、進級の時期)

第16条 入学の時期は、医学科第2年次後期編入学者を除き、学年の始めとする。

2 進級の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学検定資格に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
（入学の出願）

第18条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書その他所定の書類に所定の検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

（入学者の選考）

第19条 学長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

2 学長は、各学科教授会の議を経て、合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第20条 前条の選考に合格した者は、本学が指定する日までに所定の書類を学長に提出し、かつ、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を終えた者に入学を許可する。

3 入学料の免除又は徴収猶予の申請書を受理された者については、前項の適用について、入学料を納付したものとみなす。

（医学科の編入学、再入学、転入学等）

第21条 医学部医学科において、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、定員の範囲内で第2年次後期への入学を許可する。

- (1) 大学（外国の4年制以上の大学を含む。）を卒業した者。ただし、医学部医学科の卒業生及び在学者を除く。
- (2) 大学院（外国の大学院を含む。）の修士課程又は博士課程を修了した者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

第22条 医学部医学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学医学部医学科を中途退学した者
- (2) 他の大学の医学進学課程を修了した者
- (3) 他の大学の医学部医学科に在学する者又は中途退学した者
(看護学科の編入学，再入学，転入学)

第23条 医学部看護学科において、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、定員の範囲内で第3年次への入学を許可する。

- (1) 短期大学の看護学科を卒業した者
- (2) 学校教育法第132条に定める者で専修学校の看護系専門課程を修了した者
- (3) 学校教育法第58条の2に定める者で高等学校の看護系専攻科の課程を修了した者

第24条 医学部看護学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学医学部看護学科を中途退学した者
- (2) 他の大学の看護系の学科に在学する者又は中途退学した者

2 前項第1号に掲げる者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に本学大学院医学系研究科修士課程へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、選考のうえ、相当の年次に入学を許可することがある。

(編入学者等の取扱い)

第25条 前4条の規定により、編入学等を志願する者及び入学を許可された者については、第18条から第20条の規程を準用する。

第6章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第26条 教育課程は、次の各号に掲げる編成方針に基づき、各学科教授会の議を経て、学長が編成する。

- (1) 医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- (2) 医学科及び看護学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 医学科の授業科目は、一般教育科目、外国語科目Ⅰ、外国語科目Ⅱ、総合生命科学

- (以下「一般教育科目等」という。)及び専門教育科目に区分し、編成するものとする。
- 3 看護学科の授業科目は、人間の生命活動Ⅰ、人間の生命活動Ⅱ、人間と人間の関係Ⅰ、人間と人間の関係Ⅱ、人間と人間の関係Ⅲ、人間と人間の関係Ⅳ、人間と環境Ⅰ、人間と環境Ⅱ、専門看護Ⅰ、専門看護Ⅱ、専門看護Ⅲ及び専門看護(実習)に区分し、編成するものとする。
 - 4 前2項の各授業科目の名称、単位数又は時間数、配当年次等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については15時間から30時間、並びに実験・実習及び実技については30時間から45時間の授業の時間をもってそれぞれ1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

(授業時間制をとる授業科目)

第29条 大学設置基準第32条第2項の規定に基づき、医学科の専門教育科目は、全科目について授業時間制とし、そのすべてを必修科目とする。

(1年間の授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、各学科教授会の議を経て、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができる。
- 3 医学部の教育上有益と認めるときは、第1項の授業を外国において履修させることができる。

(関連教育病院)

第32条 医学部医学科における臨床教育を充実するため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院を関連教育病院に定め、当該病院において、学生に専門課程の授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(協力施設)

第33条 前条に定めるもののほか、より多様な医療形態における臨床実習を実施し、さらに臨床教育を充実させるため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を

臨床実習協力施設に定め、当該施設において、学生に専門課程の授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

2 医学科の早期体験学習、地域医療体験実習Ⅰ、地域医療体験実習Ⅱ及び研究室配属並びに看護学科の看護実習等についても、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を協力施設に定め、当該施設において、学生に当該授業科目に必要な教育の一部を行わせるものとする。

3 前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第34条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、必要に応じて研修会等を企画し、実施する。

第7章 卒業の要件等

(履修科目の登録)

第35条 医学部の各学科の学生は、毎学年の始めに、その学年において履修する授業科目を学長に届け出なければならない。ただし、医学科第2年次後期編入学生の第2学年において履修する授業科目については、入学時に学長に届け出なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第36条 1年間に履修できる授業科目は、原則として当該学年に担当した科目のみとする。

(授業科目の修得及び修了の認定並びに進級及び課程修了の認定)

第37条 医学部の各学科の課程における授業科目の修得又は修了の認定は、試験その他の審査により行う。

2 医学部の各学科の進級及び課程修了の認定は、各学科教授会の議を経て、学長が行う。

3 医学部各学科の授業科目の試験及び進級の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(成績の評価)

第38条 試験等による学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、特定の科目については、合格又は不合格の評語をもって表わす。

(卒業の要件)

第39条 本学医学部の医学科に6年(第2年次後期編入学生にあつては、4年6か月)以上在学し、又は看護学科に4年(第3年次編入学生にあつては、2年)以上在学し、それぞれ各学科の課程を修了した者については、各学科教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 医学部医学科(第2年次後期編入学生を除く。)においては、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて74単位以上を修得し、かつ、専門教育科目における所定の授業科目を履修し、修了の認定を受けなければならない。

3 医学部医学科第2年次後期編入学においては、専門教育科目における所定の授業科

目を履修し、修了の認定を受けなければならない。

4 医学部看護学科（第3年次編入学者を除く。）においては、所定の必修科目を含めて127単位以上を修得しなければならない。

5 医学部看護学科第3年次編入学においては、所定の必修科目を含めて、かつ、認定単位と合わせて127単位以上を修得しなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第40条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位（医学科の専門教育科目にあつては60単位に相当する授業時間数。以下同じ。）を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第41条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第42条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 医学部の教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第21条から第24条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

（授業時間制をとる授業科目の取り扱い）

第43条 前3条の規定において、授業時間制をとる授業科目については、大学設置基準第33条の規定に基づき取り扱うものとする。

第8章 学位の授与

（学士の学位の授与）

第44条 第39条の規定により卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第45条 疾病その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学科に置く PhD—MD 制度を利用する医学科学生が、本学大学院学則第11条第1項第6号の規定により博士課程に入学するときは、学長の許可を得て休学することができる。PhD—MD 制度の取扱いについては必要な事項は別に定める。

3 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第46条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して4年（医学科第2年次後期編入学者にあつては3年、看護学科第3年次編入学者にあつては2年）を超えることができない。ただし、前条第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

3 休学期間内に復学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

4 休学期間は、第15条の在学期間に算入しない。

(転学)

第47条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第48条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第39条に定める在学期間に算入する。

3 第1項の規定により外国の大学に留学する場合の授業科目の履修等については、第40条の規定を準用する。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、その事由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、各学科教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 入学料の免除を申請した者のうち、免除が不許可になった者又は半額免除が許可

- になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可若しくは不許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 第15条に定める在学年限を超えてなお成業の見込みのない者
 - (5) 第46条第1項又は第2項の休学期間を超えてなお修学できない者
 - (6) 長期間にわたる行方不明等により、成業の見込みのない者

第10章 賞 罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に価する行為があった者は、各学科教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第52条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、各学科教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 第2項の規定により停学となり、その期間が3以上にわたる場合、当該停学期間は第39条に定める必要在学年数に算入しない。
- 5 本条に定めるもののほか、懲戒に関する基本的事項及び手続き等については、学長が別に定める。

第11章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第53条 本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第54条 本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学又は外国の大学の学生で、大学間の協議に基づき、本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可する。

(研究生)

第56条 本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、学部の研究

教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学志願する者があるときは、別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第58条 この章に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 授業料、その他の費用

(授業料、入学料及び検定料)

第59条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額については、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第22条第4項及び国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文科科学省令第16号）第2条の規定に基づき、本学において別に定める額とする。

2 授業料及び検定料は、別に定める期日までに納付しなければならない。

3 休学、退学等の場合の授業料の額、徴収方法等については、別に定める。

(授業料の免除、徴収猶予及び月割分納)

第60条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、授業料の全額若しくは半額を免除し、又は授業料の徴収猶予若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を受けている者は、その事由が消滅したときは、その月から授業料を納付しなければならない。

3 前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第61条 特別な事情により入学料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の不返還)

第62条 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額は本人の申し出により返還するものとする。

- (1) 第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で行った場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者の第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額
- (2) 個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対する前号に準じた額
- (3) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日（第2学年後期編入学者の場合は9月末日）までに入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額
- (4) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分の授業料に相当する額

第13章 公開講座

第63条 地域社会の発展に寄与し、教養と文化の向上に資するため、必要に応じて本学に公開講座を設けることができる。

- 2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第39条第4項及び第5項の規定は、平成16年度及び17年度入学者から適用する。

- 3 平成15年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年1月9日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域医療システム学講座」については、平成19年9月1日から適用する。
- 2 第6条の規定は、医療人育成教育研究センター規程に定める教務担当教員及び学生支援担当教員を教員に改めることに鑑み削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項、第27条第3項及び第39条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定は、平成23年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成20年度以前の入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成22年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員、入学定員及び第2年次後期編入定員は、平成29年度までとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医 学 科	595 人	605 人	615 人	625 人	635 人

附 則

この学則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月7日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医 学 科	610 人	625 人	640 人	655 人	668 人

- 3 改正後の第3条第5項に規定する平成22年度から5名の増とした医学部医学科の入

学定員は、平成31年度までとする。

附 則

この学則は、平成22年7月29日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域周産期医療学講座」については、平成22年4月1日から適用し、「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」については、平成22年6月18日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年10月28日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		平成23年度 ～ 平成29年度	平成30年度 ～ 平成31年度	平成23年度
医学部	医 学 科	100人 (17)	97人 (15)	627人

収 容 定 員

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ～ 平成29年度	平成30年度
644人	661人	676人	683人	685人	680人

収 容 定 員

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
675人	663人	651人	639人	629人	622人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 平成22年度以前に医学部医学科に入学した者は、改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて91単位以上を修得するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第4項の規定は、平成24年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第39条第5項の規定は、平成26年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成23年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成25年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正前の学則第3条第3項の別表中の「総合がん治療学講座」については、平成24年3月31日までとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月8日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 滋賀医科大学MR医学総合研究センター規程（平成16年4月1日制定）及び滋賀医科大学MR医学総合研究センター運営委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この学則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第4項の規定は、平成28年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第39条第5項の規定は、平成30年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成27年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成29年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 滋賀医科大学分子神経科学研究センター規程（平成16年4月1日制定）及び滋賀医

科大学分子神経科学研究センター運営委員会規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の医学部医学科入学者及び平成29年度以前の医学部医学科第2学年次後期編入学者については、改正後の第33条第2項及び第39条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表

医学科

(基礎医学講座)

生命科学講座, 医療文化学講座, 解剖学講座, 生理学講座, 生化学・分子生物学講座, 病理学講座, 薬理学講座, 社会医学講座

(臨床医学講座)

内科学講座, 小児科学講座, 精神医学講座, 皮膚科学講座, 外科学講座, 整形外科科学講座, 脳神経外科学講座, 耳鼻咽喉科学講座, 産科学婦人科学講座, 泌尿器科学講座, 眼科学講座, 麻酔学講座, 放射線医学講座, 歯科口腔外科学講座, 臨床検査医学講座, 救急集中治療医学講座, 家庭医療学講座, 臨床腫瘍学講座, 総合内科学講座, 総合外科学講座, 臨床教育講座

(寄附講座)

小児発達支援学講座, 前立腺癌小線源治療学講座, 睡眠行動医学講座

看護学科

基礎看護学講座, 臨床看護学講座, 公衆衛生看護学講座